

総 税 都 第 3 9 号
平成23年9月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿

総 務 大 臣

運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、
同法施行規則の施行等について（通知）

先の第177通常国会において議員立法により制定された、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）は、平成23年8月30日に公布され、本日から施行されることとされました。あわせて、同法の委任政令・省令である、運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）及び運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）についても、本日から施行されることとされました。同法及び上記政省令の概要並びに施行に当たっての留意事項は下記のとおりですので、各都道府県におかれては、同法の趣旨をご理解のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

また、運輸事業の振興の助成に関する法律の施行に伴い、「運輸事業振興助成交付金の交付について」（昭和51年11月8日付け自治府第112号自治事務次官通知）及び「運輸事業振興助成交付金について」（平成22年4月1日付け総税都第14号総務副大臣通知）は廃止します。

記

第1 運輸事業の振興の助成に関する法律及び関係政省令の概要

1 趣旨

この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めることとした（法1）。

2 運輸事業振興助成交付金の交付

- (1) 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならないこととした（法2①）。
- (2) (1)の運輸事業振興助成交付金の額は、平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とすることとした（法2②）。
- (3) (2)の総務省・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とすることとした（則1、2）。

算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

算式の符号

A 交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額

B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの

C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

$$e \div (a + b + c + d)$$

算式の符号

a 営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バ

ス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

- b 営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
- c 自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
- d 自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの
- e 交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあつては営業用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値として総務大臣が定めるもの

(4) 経過措置

平成23年度における運輸事業振興助成交付金についての(3)の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「附則別表に掲げる」とすることとした（則1①～⑥、則附則2）。

則附則別表

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	0.91
営業用バスの標準軽油使用量	13,320リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	14,150リットル
自家用バスの標準軽油使用量	2,570リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	1,920リットル
平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値	$(15 \div 130) \times 0.3875$

3 運輸事業振興助成交付金の使途

- (1) 2(1)により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならないこととした（法3①）。
- (2) (1)の政令で定める事業は、次に掲げる事業とすることとした（令①～⑨）。
- ア 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
 - イ 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
 - ウ 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
 - エ 特定運輸事業の適正化に関する事業
 - オ 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
 - カ 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
 - キ 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
 - ク 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、アからキまでに掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの
- (3) 2(1)により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法3②）。

4 財政上の措置

2(1)による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとした（法4）。

5 省令への委任

- (1) 法に定めるもののほか、運輸事業振興助成交付金の交付の手続きその他この法律を実施するため必要な事項は、総務省・国土交通省令で定めることとした（法5）。
- (2) (1)の総務省・国土交通省令で定めることとした運輸事業振興助成交付金の交付の手続きは、都道府県の規則で定めることとした（則3）。

6 その他

国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（法附則2）。

第2 留意事項

1 運輸事業振興助成交付金の法的性質

運輸事業振興助成交付金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき支出される補助金であること。

2 運輸事業振興助成交付金の運用

交付金の交付時期、基金の処分等運輸事業振興助成交付金の運営に当たっての基本的事項の変更の取扱い、当該交付金に係る経理の明確化等については、各都道府県において、従来を取扱いも参考にしつつ、交付要綱の制定等により、当該交付金の適切な運用が図られるよう留意されたい。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）

「令」：運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）

「則」：運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）